

週刊住宅

2021年(令和3年)8月23日号
NO. 2971 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネット流

新・大家実践塾

166

「愛人に対する遺贈は無効？」

【質問】

亡くなった主人の遺言に、愛人に対する遺贈が書かれていたら法的にはどのような扱いになるのか。

奥さまとしてみれば当然、そんな遺贈は絶対に認めたくないのが一般的ではあるが、愛人に対する遺贈はいつも公序良俗に反し無効になるのか？

【回答】

遺贈の目的による。いつも無効になるわけではない。当該遺贈が愛人関係の維持・強化を目的とするときは、当該遺言は公序良俗に反して違法となる。

例えば、「愛人が同棲を

継続している場合に限り遺贈する」などといった遺言は、愛人関係の維持を目的としたものといえ、公序良俗に反する可能性が高くなる。

有効とした判例については、次のようなものがある。

また、遺言の内容が相続、付き合っていたのか、不倫相手との程度の期間、付き合い方などによって、遺言の有効性が異なる。

鎌倉鑑定 小林雅裕
〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船2-19-35
電話 0467-224772
ファクス 045-330-5773
携帯 080-4196-1167
メール kob_yashio@kkanet.com

目的により有効の判例が存在

婚姻の実体ある程度失うなど

(世帯主・弁護士から)

最高裁(最判昭61.11.20)は、AがBとの婚姻の実体ある程度失った状態のもとで、半同棲の関係を維持・強化を目的とするときは、当該遺言は公序良俗に反して違法となる。

※包括遺贈「一定の割合を示してする遺贈のこと。」

このように判断がなされれば無効とはならず有効

